

# 社会福祉法人十仁会 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十仁会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

## (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等に、報酬は支給しないものとする。

## (改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

1. 平成14年4月10日施行、平成17年4月1日最終改定の「社会福祉法人十仁会役員給与規程」は、平成29年3月31日に廃止する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。